令和8年第13回　教育委員会会議　定例会　会議録

1　日時　　令和8年10月20日(火)　10時34分～10時46分

2　場所　　教育委員会会議室

3　出席者

教育長　桑原昭佳

委　員　上田敬子(議長)、髙石双樹、前田真希

事務局職員

教育部長(小西由孝)、教育総務課長(梶原康治)、教育総務課長補佐(大久保恵子)、
学校教育課長(岡松賢吾)、学校教育課長補佐(平田隆輔、渡部禎之)、
教育施設課長(斎藤浩)、生涯学習課長(松村浩史)、生涯学習課長補佐(井尻洋子)、
文化課長(瀬尾善忠)、文化課文化財保護推進室長(吉田善彦)

書　記

教育総務課総務係長(瓜生知世理)、教育総務課総務係員(平川拓人)

4　案件

(1)　議決事項

議案第47号　飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会規則の一部を改正する規則

(2)　報告事項

報告第26号　令和8年第4回飯塚市議会定例会の結果について

報告第27号　飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について(補助執行事務)

報告第28号　飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について(補助執行事務)

(3)　協議事項

①　教育行政について

◆令和8年第13回教育委員会会議　定例会　会議録
（開催日時：令和8年10月20日(火)　10時34分～10時46分）

○上田委員
ただいまより令和8年第13回教育委員会会議　定例会を開会いたします。

■議案第47号　飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会規則の一部を改正する規則
≪説明：学校教育課長(岡松賢吾)≫

議案第47号「飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。
議案書1ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、当該規則第2条に規定する調査審議の体制について関係規定を整備するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号及び飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定に基づき、本案を提出するものでございます。
補足となりますが、規則第2条(所掌事務)では「教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。」と規定し、「(1)いじめの根絶と防止及び不登校に対する具体的な対策の立案、推進及び啓発に関する事項」と「(2)深刻ないじめが発生したときの対応に関する事項」の2項をその対象としておりますが、調査審議する具体的な体制については規定がございませんでした。このため、協議会で調査審議を行う場合の規定を明確にするために条文を追加するものとなっております。
改正の内容について、新旧対照表で説明いたします。議案書2ページをお願いいたします。まず、第7条を追加し、協議会委員とは別に委員を置くことができることとし、その委嘱・任命の権限と任期について規定しております。次に、第9条を追加し調査審議を行う専門部会の委員構成・体制について規定しております。これらの条文の追加にあわせて、以降の条番号を繰り下げております。
最後になりますが、本改正の施行日は公布の日からとしております。
以上、簡単ではございますが、議案第47号についての説明を終わります。
（原案可決(全会一致)）

■報告第26号　令和8年第4回飯塚市議会定例会の結果について
≪説明：教育部長(小西由孝)≫
報告第26号「令和8年第4回飯塚市議会定例会の結果」につきましてご報告させていただきます。
議案書の4ページをお願いいたします。令和8年第4回飯塚市議会定例会が、令和8年9月2日から令和8年9月28日までの27日間開催されました。そのうちの教育委員会関係の報告を次のページに掲載しております。
5ページをお願いいたします。1の議案につきまして、議案第90号「令和8年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」、議案第91号「飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」、議案第100号「財産の取得(端末管理機能ライセンス)」、議案第102号「指定管理者の指定(飯塚市文化会館)」について提案し、原案どおり可決されています。
次に、一般質問事項につきましては、2の一般質問事項に記載のとおり、6名の議員からそれぞれご質問がございました。これらにつきましては、市議会会議録を後日配布させていただきますので、詳細に

つきましてはその折にご確認いただきますようお願いいたします。
以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

■報告第27号　飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について(補助執行事務)
≪説明：教育総務課長(梶原康治)≫
報告第27号「飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例(補助執行事務)」について説明いたします。議案書7ページをお願いいたします。
飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について、市長において制定し、公布されたため、報告するものでございます。
改正の内容についてご説明いたします。議案書9ページをお願いいたします。改正内容については、この新旧対照表に基づき説明させていただきます。まず、第5条第2号中の「高等学校(私立)」を「高等学校」に改めます。令和8年度から国の「高等学校等就学支援金制度」が拡充され、私立高校においても授業料実質無償化が実現されました。これを受け、先行して授業料が無償化されたことで本制度の対象外としていた公立高校を再度対象とし、公立・私立の区分にとらわれない包括的な支援を実施しようとするものです。
次に、第13条に新たに第4号の規定を追加し、改正前の第4号を第5号に改めます。返還時の免除制度において、従来の定住促進を目的とした市内居住要件に加え、地域経済を支える有用な人材の確保を目的とした「市内居住かつ市内就業」の要件を追加するもので、若年層の市内定住および市内中小企業等への就職・定着を一体的に後押しし、同時に地域経済の活性化と地元産業の振興に寄与しようとするものでございます。
それから、条例別表について「高等学校(私立)」を「高等学校」に改め、毎年度新規貸付人員「10人以内」を「20人以内」に、また大学等区分の毎年度新規貸付人員「20人以内」を「25人以内」に拡充し、それぞれ改めます。
以上簡単ではございますが説明を終わります。

■報告第28号　飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について(補助執行事務)
≪説明：教育総務課長(梶原康治)≫
報告第28号「飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則(補助執行事務)」についてご説明いたします。
議案書11ページをお願いいたします。飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について、市長において制定し、公布されたため、報告するものでございます。飯塚市奨学資金貸付基金条例の改正に伴い、その施行に必要な事項を定める本規則を改正するものです。
改正の内容についてご説明いたします。議案書13ページをお願いいたします。改正内容については、この新旧対照表に基づき説明させていただきます。まず、規則第3条中の「様式第1号」、第9条中の「様式第2号」及び第10条中の「様式第3号」をそれぞれ削除し、様式第1号から第3号までを規則から廃止します。様式については別途定めることにより、適時柔軟な改訂を随時行えるようにするものです。
次に、規則第10条に第4項から第6項までを新たに追加します。第4項において市内居住に加え市内の中小企業等に就業等した場合の返還免除の要件を、第5項において返還免除額の算出方法、第6項においては免除額が年間の返還額を超える場合は翌年度以降へ繰り越して調整することを定めており、これまでの市内居住要件をそのままに、「市内居住かつ市内の中小企業等へ就業等」の場合の奨学資金の返還免

除について具体化したものでございます。
　以上簡単ではございますが説明を終わります。

■教育行政について
　それでは、他に教育行政について委員の皆さまから何かありませんでしょうか。
　ないようでしたら「教育行政について」は継続審議といたします。
　（継続審議）

○上田委員
　以上をもちまして、本日の全ての議題の審議は終了いたしました。
　これをもちまして、令和8年第13回教育委員会会議　定例会を閉会いたします。
　なお、次回定例会につきましては、令和8年11月19日（木）14：00から開催いたしますのでよろしくお願いいたします。